

各協会等 代表者 殿

「挑戦する中小企業応援パッケージ」を踏まえた事業者支援の徹底について

日頃より、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

本年5月より、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行し、社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足の影響等により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在しています。

こうした中で、経済産業省・金融庁・財務省においては、経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援や、挑戦意欲がある中小企業の経営改善・再生支援の強化を図るため、「挑戦する中小企業応援パッケージ」（別紙）を本年8月30日に策定・公表したところです。

つきましては、更なる事業者支援の徹底等の観点から、同パッケージについて、営業担当者をはじめ、貴協会会員金融機関等の現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。また、同パッケージの施策の活用に際しては、特に下記の事項についてご留意いただくよう、あわせて申し添えます。

記

- (1) 事業者への資金繰り支援について、政府系金融機関をはじめ他の支援機関との連携・協働に努めながら、特にコロナの影響を受けてきた宿泊業・飲食業の事業者を中心に、事業者の足元の業況やキャッシュフローの状況を積極的に把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応するなど、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。
- (2) 信用保証協会と連携しながら、既往の信用保証付き融資からの借換えとともに、新たな資金需要にも対応できるコロナ借換え保証の積極的な活用を努めること。その際、事業者がコロナ借換え保証の利用時に必要となる手続きに係る支援にも積極的に取り組むこと。
- (3) 日本政策金融公庫等との協調融資商品の組成拡大に努めるなど、政府系金融機関と緊密に連携しながら、事業者の実情に応じた支援に取り組むこと。特に宿泊業をはじめ

とする事業者は事業再構築投資のために更なる資金需要があることも念頭に、最大 15 億円まで貸付限度額が拡充され、申込期限が来年 3 月末まで延長された日本政策金融公庫等によるコロナ資本性劣後ローンの活用を促進すること。

- (4) 債務超過に苦慮する事業者の新たな資金調達を後押しする観点から、認定経営革新等支援機関による再生計画が策定されれば対象となるよう要件が緩和された信用保証付き DDS（信用保証付債権の一部を資本的劣後債権へ転換）の活用も含め、債権の劣後化についても真摯に検討すること¹。
- (5) 政府系金融機関や信用保証協会、中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）等の支援機関と一丸となって、認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業や早期経営改善計画策定支援事業も効果的に活用しながら、事業者の経営改善や事業再生、再チャレンジ等の総合的支援に努めること。

¹ 資本性劣後ローンを活用する際の引当方法については、金融庁「DDS を含む資本性借入金の引当方法について」（令和 5 年 6 月 13 日）を参照されたい。

挑戦する中小企業応援パッケージ

I. 将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援

- ① セーフティネット保証4号（100%保証）の借換目的での利用継続（新規融資のみでの利用は23年9月末で終了）【当面は23年12月末まで】
- ② 事業再構築等への挑戦を応援すべく、日本公庫等の資本性劣後ローンの限度額引上げ（10億円→15億円）、延長【24年3月末まで】
- ③ 日本公庫等のスーパー低利融資を、金利引下げ幅は縮小（▲0.9%→▲0.5%）の上、延長【24年3月末まで】
- ④ 物価高騰対策のセーフティネット貸付の金利引下げ措置を延長【24年3月末まで】

II. 挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化

- 挑戦意欲がある中小企業の経営改善や再生支援を加速していくべく、総合的な支援策を展開する。

経営改善・再生支援の体制整備

- 関係者一丸となった経営改善・再生支援を進めるため、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」（仮称）を設置。
- 官民金融機関による経営改善・再生支援の取組状況等をきめ細かくフォロー。

経営改善フェーズ

① 信用保証協会による経営改善支援の強化

→ 民間金融機関等との連携による支援を強化するため、協会向けの監督指針を改正。【2024年度】

② 民間金融機関による経営改善支援の促進

→ 「早期経営改善計画策定支援事業」（支援費用の2/3を補助）等について、100%保証先等に、民間金融機関も一定の条件で利用を認める。【2024年度】

③ 経営者保証改革の促進

→ 保証料上乘せにより経営者保証の提供を選択できる信用保証制度において、時限的な保証料負担軽減策を検討。【2024年度】

→ 金融機関が経営者保証を徴求する手続に対する監督強化など「経営者保証改革プログラム」の実行、事業成長担保権の創設。【2023年度法案提出を目指す】

再生フェーズ

① 商工中金の危機対応融資先への支援強化

→ 危機対応融資を活用した事業者に対して、DES（債務の株式化）による再生支援を可能とする。【2023年10月】

② 事業再生ガイドラインの運用改善等

→ 第三者支援専門家補佐人の選定要件（対象債権者の全員同意）の緩和の検討等。

→ ガイドラインの活用事例の公表。【2023年10月】

③ コロナ資本性劣後ローンの運用明確化

→ 私的整理時であっても一定の場合（例：民間金融機関が協調融資の際に既存債権を劣後化している場合）には、劣後化されることがあり得ることを明確化。【2023年10月】

再チャレンジフェーズ

① 中小企業活性化協議会の体制強化

→ 円滑な再チャレンジを支援するため、協議会の弁護士数を倍増開始（26名→50名）。【2023年度】

② 廃業時の取扱いの明確化

→ 廃業手続の早期着手により、手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化（「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」の改定の検討）。

→ 保証人の自己破産回避に向けた好事例の公表。【2023年】

③ 求償権消滅保証の運用改善

→ 金融取引を正常化させる求償権消滅保証の利用時の計画の対象に、「経営改善計画策定支援事業」による計画も含める。【2023年10月】